

① 適合証の添付がない場合(法5条1項から3項)

住棟の床面積の合計		新築住宅の場合(棟単位)円	増築又は改築の場合(棟単位)円
戸建		59,000	87,000
共同住宅等 (m ²)	500以内	137,000	201,000
	500超え 1,000以内	216,000	319,000
	1,000超え 3,000以内	429,000	634,000
	3,000超え 5,000以内	764,000	1,132,000
	5,000超え 10,000以内	1,310,000	1,944,000
	10,000超え 20,000以内	2,431,000	3,607,000
	20,000超え 30,000以内	3,487,000	5,173,000
	30,000超え	4,285,000	6,357,000

* 共同住宅等においては、棟全体の延べ床面積に対応した手数料を申請戸数で除すことにより1申請の手料を算出する。(百円未満切捨)

② 適合証の添付がある場合(法5条1項から3項)

住棟の床面積の合計		新築住宅の場合(棟単位)円	増築又は改築の場合(棟単位)円
戸建		8,000	11,000
共同住宅等 (m ²)	500以内	16,000	21,000
	500超え 1,000以内	27,000	36,000
	1,000超え 3,000以内	41,000	54,000
	3,000超え 5,000以内	74,000	99,000
	5,000超え 10,000以内	127,000	169,000
	10,000超え 20,000以内	218,000	287,000
	20,000超え 30,000以内	284,000	370,000
	30,000超え	322,000	413,000

* 共同住宅等においては、棟全体の延べ床面積に対応した手数料を申請戸数で除すことにより1申請の手料を算出する。(百円未満切捨)

②-2 住宅性能評価書の添付がある場合(法5条1項から3項)

住棟の床面積の合計		認定申請手数料(棟単位)円
戸建		15,000
共同住宅等 (m ²)	500以内	50,000
	500超え 1,000以内	79,000
	1,000超え 3,000以内	148,000
	3,000超え 5,000以内	253,000
	5,000超え 10,000以内	389,000
	10,000超え 20,000以内	706,000
	20,000超え 30,000以内	962,000
	30,000超え	1,164,000

* 共同住宅等においては、棟全体の延べ床面積に対応した手数料を申請戸数で除すことにより1申請の手料を算出する。(百円未満切捨)

③ 適合証が無い場合の変更申請(法8条)

住棟の床面積の合計	新築住宅の場合(棟単位)円	増築又は改築の場合(棟単位)円
戸建	29,000	43,000
共同住宅等	・共同住宅等については、変更にかかる部分の床面積に1/2を乗じた面積(床面積が増加する場合は、増加面積を加えた面積)に応じた認定手数料(①による)を徴収する。	

④ 適合証の添付がある場合の変更申請(法8条)

住棟の床面積の合計	新築住宅の場合(棟単位)円	増築又は改築の場合(棟単位)円
戸建	4,000	5,000
共同住宅等	・共同住宅等については、変更にかかる部分の床面積に1/2を乗じた面積(床面積が増加する場合は、増加面積を加えた面積)に応じた認定手数料(②による)を徴収する。	

④-2 住宅性能評価書の添付がある場合の変更申請(法8条)

住棟の床面積の合計	認定申請手数料(棟単位)円
戸建	7,500
共同住宅等	・共同住宅等については、変更にかかる部分の床面積に1/2を乗じた面積(床面積が増加する場合は、増加面積を加えた面積)に応じた認定手数料(②-2による)を徴収する。

⑤ ①～④-2に建築基準関係規定の審査の申し出がある場合(法6条2項)

・①～④-2の認定手数料に、棟全体の延床面積に対する建築確認申請手数料、構造計算適合性判定手数料(該当する場合)及び昇降機確認手数料(該当する場合)を加算する。

⑥ 譲受人決定による変更(法9条)及び地位の継承(法10条)の場合

	認定申請手数料(棟単位)円
一件につき	4,000